

2019年度飯塚オート本場開催の 社杯オーナーを募集します！

2019年度 飯塚オートレース場 本場開催「社杯オーナー」募集要領

1. 募集期間(受付期間)

2018年12月25日(火)～2019年2月8日(金)

※郵送の場合、当日の消印有効

2. レースの日程等

2019年4月1日～2020年3月31日までの飯塚オートレースでの本場開催のうちいずれかとします。現段階では開催日程が未決定のため、開催日程決定後にこちらからご連絡いたします。(3日間～5日間開催のうち約22節及びミッドナイト開催節が募集対象)

なお、全体の開催日程調整の都合上、日程のご希望に添えない場合がございます。予めご了承ください。

3. 社杯オーナーの特典

・レースを通じて貴社の宣伝広告ができます

※貴社の商品等を来場者へ配布したりCS放送に出演しPRすることもできます。
(要相談)

・社杯レース名(開催タイトル)を付けることができます

・優勝者へ自ら表彰ができます ※ミッドナイトは除く

・優勝戦の試走先導車に同乗することができます ※雨天時を除く

・レース開催中は来賓席へご招待します

※グレードレース及びミッドナイトは除く

4. 社杯オーナーの決定及び発表

書類選考を行い、協賛金額・業務内容等から総合的に判断の上、決定します。

2019年2月21日(木)発表予定

5. 応募者の資格要件

① 対象者 オートレースを愛する民間事業者

※個人で応募することはできません。

② 協賛金を納入すること

協賛金の金額は、普通開催(3日間・4日間・5日間)は10万円以上(10万円、25万円、30万円、40万円などの1万円単位の額)を、GⅠ、GⅡなどのグレードレース(5日間)は、50万円以上を、ミッドナイト開催は5万円以上を目安としてください。なお、年末・年度末(決定戦)の特定期のミッドナイト開催の協賛金につきましては、別途協議させていただきます。また、申込者が多数の場合、より高額の協賛金納入申出者を優先することとします。申込書には、ご希望の協賛金額を記入して願います。

※協賛金の納入期限は原則として、当該レース開催節が4月1日から9月30日までの場合は、4月末までとし、開催節が10月1日から3月31日までの場合は、10月末までとします。ただし、開催日がそれぞれ4月中、10月中の場合は、開催日前日までに納入していただきます。

※また、協賛金とは別に社杯オーナー様には、優勝選手へ授与するトロフィー(またはカップ)及び副賞品の提供もお願いすることとしております。

③ 以下の欠格事由に該当しないこと

(ア) 地方自治法施行令第167条の4に規定する欠格事項に該当しているもの

(イ) 国税、地方税を滞納しているもの

(ウ) 次の申し立てがされているもの

- ・ 破産法に規定する破産手続き開始の申し立て
- ・ 会社更生法第17条に規定する更生手続き開始の申し立て
- ・ 民事再生法第21条に規定する更生手続き開始の申し立て

(エ) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過していない者の統制下にあるもの

(オ)飯塚小型自動車競走場財産管理規則第4条第1項に該当するもの

- (1) 政党又は政治団体
- (2) 宗教団体
- (3) 競走場の調和を著しく損なうと認められるもの
- (4) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (5) (1)～(4)には該当しないが飯塚市長が不相当と認めるもの

6. 提出書類等

① 提出書類

- (1) 申込書
- (2) 誓約書
- (3) 応募資格を有していることを証する書類
 - (ア) 法人の登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、団体の代表者の身分証明書)
 - (イ) 国税及び地方税の納税証明書(直前1か年分)
- (4) 団体概要書

団体の事業の概要、役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類

※飯塚市へ平成30年度指名願いを提出している法人については(3)の提出書類は必要ありません。

※過去に飯塚市と契約を交わしている法人については、(3)(ア)の提出書類は必要ありません。

② 提出部数

提出部数は、正本1部及び副本(写し可)1部とします。

③ 募集期間及び提出方法等

- (1) 募集期間 : 2019年2月8日(金)午後5時まで
(郵送の場合、当日の消印有効)
- (2) 提出方法 : 持参または郵送

④ その他

書類を提出した後に応募を辞退する場合は、辞退届を提出してください。
提出書類は、理由の如何にかかわらずお返しできませんのでご了承ください。
応募に要する経費等は、すべて応募者の負担とします。

7. その他

天災等で開催中止となった場合の協賛金の取扱について

- ① 開催節すべてが開催中止となった場合、協賛金は全額返金いたします。
- ② 開催節のうち1日以上を開催した場合、協賛金は返金いたしません。

【申込書提出先・お問い合わせ先】

日本トーター(株)飯塚オート事業所

〒820-0001

福岡県飯塚市鯉田 147 番地

(飯塚オートレース場内)

TEL 0948-22-6326